



2026年3月23日

株式会社日立製作所

執行役社長兼 CEO 徳永 俊昭

(コード番号：6501)

(上場取引所：東・名)

## 日立、長期的な企業価値向上に向けて、従業員向け株式報酬制度の導入および株式購入プランのグローバル展開を開始

株式会社日立製作所（以下、日立または当社）は、本日、2026年度から信託スキームを用いた従業員向け譲渡制限付株式報酬ユニット（以下、RSU: Restricted Stock Unit）制度を導入することを決定しました。あわせて、2026年度から、従業員向け株式購入プラン（以下、ESPP: Employee Stock Purchase Plan）をグローバルに展開します。

これらの施策は、経営計画「Inspire 2027」における人財戦略に基づくものであり、その着実な実行を示すものです。日立は、人財を持続可能な成長の原動力と位置付けています。人財への投資の在り方をグローバルに統合・調和させることで、従業員のパフォーマンス・オーナーシップ、そして長期的な企業価値の創出を、組織全体で構造的に結びつけます。

日立は、これらの施策を通じて、従業員のオーナーシップとコミットメントを高めるとともに、経営陣と従業員を会社の持続可能な成長目標とより緊密に結びつけることで、長期的な企業価値の向上をめざします。

### RSU 制度を通じた、リーダーシップと長期的な企業価値創出の連動強化

日立は、日立の従業員ならびに一部の子会社（以下、対象子会社）の取締役および従業員のうち、各事業部門の CEO およびコーポレート部門等の部門長から 2～3 階層下を目安とした経営リーダー層を対象者（以下、対象従業員等）として、世界約 40 か国超、約 1,800 名に RSU を付与します\*1。

本制度により、経営リーダー層全体にオーナーシップの意識を浸透させ、経営的視点の醸成を促すとともに、対象従業員等と株主の利益を一致させることで、長期的な企業価値創出を図ります。さらに、従業員のエンゲージメント向上と、優秀な人財の獲得と定着をめざします。

\*1 海外法規制により株式を交付することが困難な国の居住者等に対しては、信託による当社株式の交付に代えて、RSU 相当額の金銭を給付する予定です。

### ESPP のグローバル展開を通じた、日立グループ全体でのオーナーシップとエンゲージメントの強化

日立は、各国・地域の法令および規制を踏まえ、2027 年度までに主要市場において最大 15 万人の従業員を対象とした ESPP のグローバル展開を行い、将来的には 50 か国以上に拡大することをめざします。ESPP により、従業員が会社の成長と長期的な成功を直接分かち合える機会を提供し、従業員のエンゲージメント、ウェルビーイング、そして会社と共通の目的意識の醸成を強化します。株式保有への参画をより身近なものとするすることで、日立は従業員から選ばれる企業としてのグローバルな地位を強化するとともに、成功を共有する文化を組織全体に醸成します。

## グローバルでの RSU 制度運営を支える信託スキーム

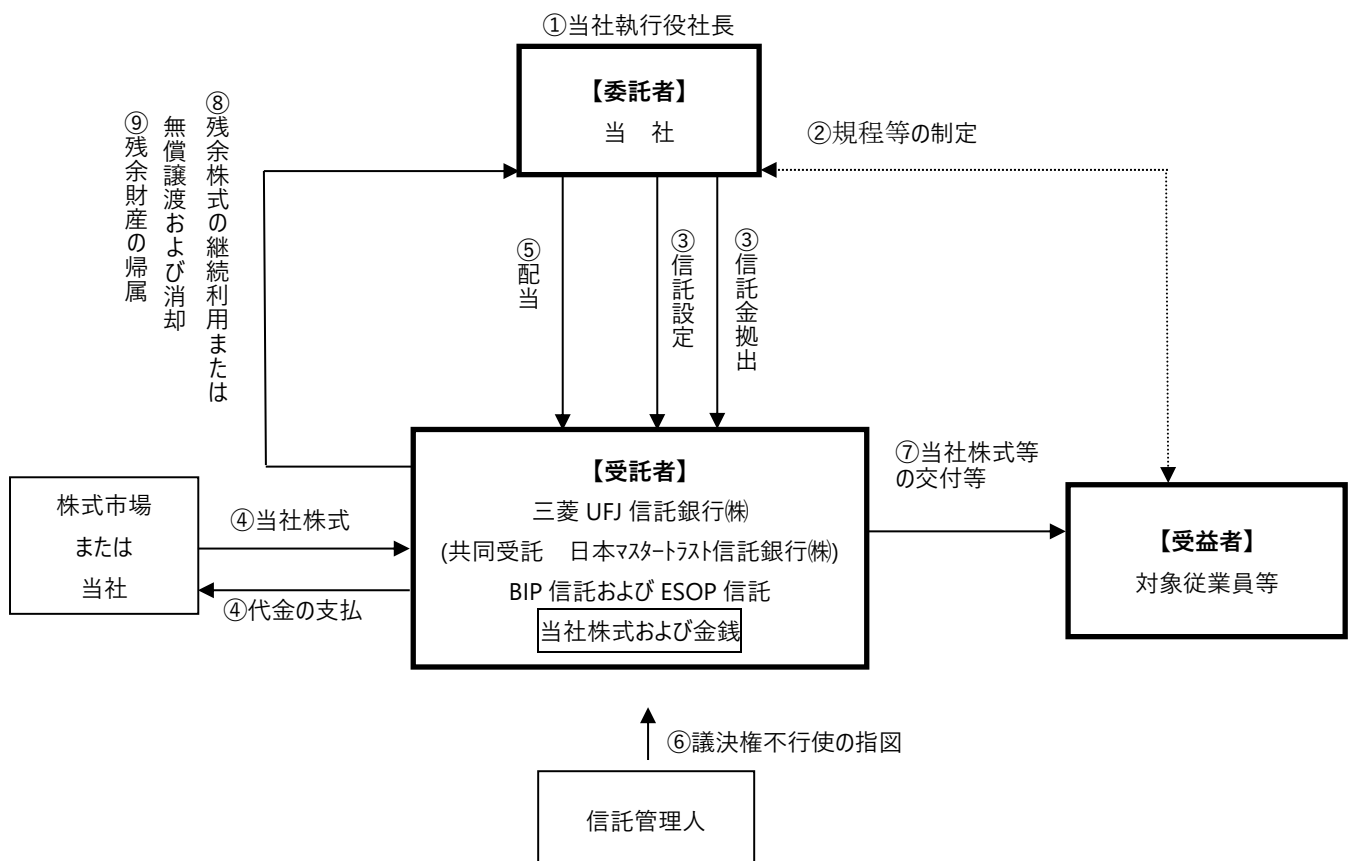
日立は、従業員向け RSU 制度の導入にあたり、三菱 UFJ 信託銀行株式会社と協力し、役員報酬 BIP 信託（以下、BIP 信託）および株式付与 ESOP 信託（以下、ESOP 信託）を設定します。これらの仕組みにより、ガバナンスの健全性と制度運営面での確実性を確保しつつ、あらかじめ定める株式交付規程（以下、規程等）に基づき、当社株式の取得および交付等に係る制度運営を行います。

### 信託の概要

今回導入する RSU 制度では、三菱 UFJ 信託銀行株式会社との協働のもと、BIP 信託および ESOP 信託と称される仕組みを用いて、当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、当社株式等）を、規程等に従い、交付または給付（以下、交付等）します。なお、対象子会社の取締役に対しては BIP 信託から、当社および対象子会社の従業員に対しては ESOP 信託から、当社株式等の交付等を行います。

BIP 信託および ESOP 信託は、対象従業員等に交付すると見込まれる数の当社株式を株式市場または当社からあらかじめ取得しますが、当該株式の取得および本制度の運営に要する費用は全額当社および対象子会社が負担するため、対象従業員等の負担はありません。

### BIP 信託および ESOP 信託の仕組み



- ① RSU 制度の導入に関して、当社は取締役会より権限移譲を受けた執行役社長の決定を、各対象子会社は、必要に応じて株主総会または取締役会の決議を得ます。
- ② 当社は、RSU 制度に係る規程等を制定します。

- ③ 当社は、当社および各対象子会社の対象従業員等に対する報酬の原資および信託の管理・運営費用（以下、信託費用準備金）として、一定の金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する対象従業員等を受益者とする BIP 信託および ESOP 信託を設定します。
- ④ BIP 信託および ESOP 信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社から取得します。
- ⑤ BIP 信託および ESOP 信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ BIP 信託および ESOP 信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、対象従業員等は、規程等に従い、毎年一定の RSU の付与を受けた上で、付与後 3 事業年度に亘り、3 分の 1 ずつ権利確定した RSU に基づき、BIP 信託または ESOP 信託から当社株式等の交付等を受けます。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、本制度と同種の株式交付制度として BIP 信託および ESOP 信託を継続利用するか、または、BIP 信託および ESOP 信託を終了する場合は、当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた BIP 信託および ESOP 信託内の残余金銭は、BIP 信託および ESOP 信託を継続利用する場合には株式取得資金等として活用されますが、終了する場合は、信託費用準備金を超過する部分について、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

受益者要件を充足する対象従業員等への当社株式の交付により BIP 信託および ESOP 信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に BIP 信託および ESOP 信託は終了します。なお、当社は、BIP 信託および ESOP 信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、BIP 信託および ESOP 信託により当社株式を追加取得する可能性があります。

#### 信託契約の内容（予定）

- |   |                   |   |
|---|-------------------|---|
| ① | 信託の種類             | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託                           |
| ② | 信託の目的             | 対象従業員等に対するインセンティブの付与                          |
| ③ | 委託者               | 当社  |
| ④ | 受託者               | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ | 受益者               | 対象従業員等のうち受益者要件を充足する者                          |
| ⑥ | 信託管理人             | 専門実務家であって、当社および対象子会社と利害関係のない第三者               |
| ⑦ | 信託契約日             | 2026 年 4 月 7 日                                |
| ⑧ | 信託の期間<br>(当初信託期間) | 2026 年 4 月 7 日 ～ 2031 年 6 月末日                 |
| ⑨ | 制度開始日             | 2026 年 4 月 1 日                                |
| ⑩ | 議決権行使             | 行使しない   |
| ⑪ | 取得株式の種類           | 当社普通株式  |
| ⑫ | 取得株式の総額           | 65,000 百万円                                    |
| ⑬ | 株式の取得方法           | 当社より取得  |
| ⑭ | 株式の取得時期           | 2026 年 4 月                                    |

- |         |  |
|---------|--|
| ⑮ 帰属権利者 | 当社                                     |
| ⑯ 残余財産  | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託費用準備金の範囲内とします。 |

#### < 将来の見通しに関するリスク情報 >

本資料における当社の今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。

その要因のうち、主なものは以下の通りです。

- ・主要市場における経済状況及び需要の急激な変動
- ・為替相場変動
- ・資金調達環境
- ・株式相場変動
- ・原材料・部品の不足及び価格の変動
- ・信用供与を行った取引先の財政状態
- ・主要市場・事業拠点（特に日本、アジア、米国及び欧州）における政治・社会状況及び貿易規制等各種規制
- ・気候変動対策に関する規制強化等への対応
- ・情報システムへの依存及び機密情報の管理
- ・人財の確保
- ・新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する当社及び子会社の能力
- ・地震・津波等の自然災害、気候変動、感染症の流行及びテロ・紛争等による政治的・社会的混乱
- ・長期請負契約等における見積り、コストの変動及び契約の解除
- ・価格競争の激化
- ・製品等の需給の変動
- ・製品等の需給、為替相場及び原材料価格の変動並びに原材料・部品の不足に対応する当社及び子会社の能力
- ・コスト構造改革施策の実施
- ・社会イノベーション事業強化に係る戦略
- ・企業買収、事業の合併及び戦略的提携の実施並びにこれらに関連する費用の発生
- ・事業再構築のための施策の実施
- ・持分法適用会社への投資に係る損失
- ・当社、子会社又は持分法適用会社に対する訴訟その他の法的手続
- ・製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
- ・自社の知的財産の保護及び他社の知的財産の利用の確保
- ・退職給付に係る負債の算定における見積り

#### 報道機関お問い合わせ先

株式会社日立製作所  
グローバルブランドコミュニケーション本部  
グローバルコミュニケーション部  
03-3258-1111

#### IR 関係お問い合わせ先

株式会社日立製作所  
インベスター・リレーションズ  
03-5208-9323